

官報

号外 昭和三十四年三月十日

第三十一回 衆議院會議録 第二十四号

昭和三十四年三月十日(火曜日)

議事日程 第二十二号
昭和三十四年三月十日
午後三時開議

第一 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(關谷勝利君外八名提出)

第二 首都高速道路公団法案(内閣提出)

第三 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

議員鳩山一郎君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その文案の起草は議長に一任するの件(議長発議)

日程第一 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(關谷勝利君外八名提出)

日程第二 首都高速道路公団法案(内閣提出)

昭和三十四年三月十日 衆議院會議録第二十四号

議員鳩山一郎君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

日程第三 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
兒童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後四時三十六分開議
○議長(加藤謙五郎君) これより會議を開きます。

議員鳩山一郎君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その文案の起草は議長に一任するの件(議長発議)

○議長(加藤謙五郎君) 御報告いたすことがあります。議員鳩山一郎君は去る三月七日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。つきましては、同君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈したいと存じます。なお、この文案の起草は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

つきましては、議長の手元において起草いたしました文案を朗読いたします。

元自由民主党總裁衆議院議員正二位 大勲位鳩山一郎君ハ、壽ニ永年在職

ノ故ヲ以テ特ニ院議ニヨリソノ功勞ヲ表彰セラル。國務大臣ノ重任ニ就クコト再度、内閣ヲ組織スルコト三度ニ及ブ。君ハ議會人トシテハ心魂ヲ議會政治ノ確立ニ傾ケ、内閣ノ首班トシテハ多難ナル國政ヲ變理シテ力ヲ國交ノ調整ニ致シ、終始憲政ノ為ニ尽瘁シ平和ノ確立ニ貢獻ス。ソノ功績誠ニ偉大ナリ。

衆議院ハ、君ガ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス。

〔拍手〕
ただいま朗読いたしました文案に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、弔詞は決定いたしました。

この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

日程第一 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(關谷勝利君外八名提出)

○議長(加藤謙五郎君) 日程第一、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長塚原俊郎君。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十四年三月三日
提出者

- 關谷 勝利 塚原 俊郎
- 川野 芳滿 簡牛 九夫
- 木村 俊夫 井岡 大治
- 久保 三郎 館 俊三
- 土井 直作
- 賛成者 井原 岸 高外六十九名

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(国の給付の特例)
第三条 国は、左に掲げる場合には、この法律の定めるところにより、給付を行うものとする。

一 海難の発生に際し、前条の場合を除き、海上保安官が当該海難の救助の職務を執行し、又はこれに協力援助を求めることが相当と認められる場合に、職務によらないで自ら当該救助に当たつた者が、そのため災害を受けたとき。

二 海上における殺人、傷害、強盗、窃盗等人の生命、身体又は財産に危害が及ぶ犯罪の現行犯

昭和三十四年三月十日 衆議院會議録第二十四号 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に關する法律の一部を改正する法律案 首都高速道路公団法案外一案 四〇〇

人がおり、かつ、海上保安官がその場にいらない場合に、職務によらないで自ら当該現行犯人の逮捕又は当該犯罪による被害者の救助に當つた者(政令で定める者を除く。)が、そのため災害を受けたとき。

第五号第一号中「海難救助に従事した者」を「海難救助又は現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助に當つた者」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

海上保安官がその場にいらない場合に、職務によらないで自ら海上における特定の犯罪の現行犯人の逮捕又は当該犯罪による被害者の救助に當りそのため災害を受けた者について、国の給付の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約六万五千円の見込である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔塚原俊郎君登壇〕

○塚原俊郎君 たいいま議題となりました、關谷勝利君外八名提出の、海上保安官に協力援助した者等の災害給付

に關する法律の一部を改正する法律案につき、運輸委員会における審査の結果、過並びに結果を御報告申し上げます。現行法によりますと、犯人の逮捕の職務を執行中の海上保安官が、その職務執行上の必要により援助を求めた場合等、海上保安官がその場にいた場合に、これに協力援助した者に対する災害給付については規定されておらず、海上保安官がいらない場所において、職務によらないで自発的に犯人の逮捕または被害者の救助に當つたために災害をこうむつた者には、国より給付を受ける方法がないのであります。しかしながら、最近の海上における凶悪犯罪の増加の傾向にかんがみまして、右のような事態の発生が予想されますので、このような場合にも国が療養その他必要な給付を行うことができるように、現行法を改正しようとするものであります。

本法案は、三月五日日本委員会に付託され、同月六日提出者の代表關谷勝利君より提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました。その内容は會議録により御承知願います。なお、国会法第五十七條の三の規定により内閣の意見を徴しましたところ、中馬運輸政務次官より、政府は本法案に対して異存のない旨の意見が述べられました。かくて、討論を省略し、直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもって原案通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(加藤謙五郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 首都高速道路公団法案

(内閣提出)

日程第三 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案(内閣提出、參議院送付)
○議長(加藤謙五郎君) 日程第二、首都高速道路公団法案、日程第三、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案、右兩案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員理事瀬戸山三男君。

首都高速道路公団法案
右
国会に提出する。
昭和三十四年二月二日
内閣総理大臣 岸 信介
首都高速道路公団法案

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 管理委員会(第八条―第十七条)
- 第三章 役員及び職員(第十八条―第二十八条)

第四章 業務(第二十九条―第三十一条)
第五章 財務及び会計(第三十二条―第四十四条)
第六章 監督(第四十五条―第四十六条)
第七章 補則(第四十七条―第五十一条)

第八章 罰則(第五十二条―第五十四条)
附則
第一章 総則
(目的)

第一条 首都高速道路公団は、東京都の区に存する区域及びその周辺の地域において、その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合かつ効率的に行うこと等により自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて首都の機能の維持及び増進に資することを目的とする。
(法人格)
第二条 首都高速道路公団(以下「公団」といふ)は、法人とする。

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。
2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)
第四条 公団の資本金は、十億円と政令で定める地方公共団体が公団の設立に際し出資する額の合計額とする。

2 政府は、公団の設立に際し、前項の十億円を出資するものとする。
3 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
4 政府及び第一項の政令で定める地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。

(登記)
第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
(名称使用の制限)
第六条 公団でない者は、首都高速道路公団という名称を用いてはならない。
(民法の準用)
第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不行爲能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公団について準用する。

第二章 管理委員会

(設置)

第八条 公団に、管理委員会(以下この章において「委員会」という)を置く。

(権限)

第九条 公団の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

(組織)

第十条 委員会は、委員五人及び公団の理事長をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十一条 委員は、建設大臣が任命する。

2 前項の委員のうち二人は、公団に出資した地方公共団体の長が

(公団に出資した地方公共団体が二以上あるときは、当該地方公共団体の長が共同して)推薦した者のうちから任命しなければならない。

(委員の任期)

第十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の欠格条項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は政党の役員

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員

(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 公団の役員又は職員

(委員の解任)

第十四条 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬)

第十五条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(議決の方法)

第十六条 委員会は、委員長又は第十條第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可不同意の数ときは、委員長が決する。

3 委員会は、公団の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(委員の公務員たる性質)

第十七条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員

第十八条 公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第十九条 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、公団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公団の業務を監査する。

(役員任命)

第二十条 理事長、副理事長及び監事は、建設大臣が任命する。

2 理事は、理事長が建設大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第二十一条 役員任期は、四年とする。

(役員再任)

2 役員は、再任されることができる。

3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員欠格条項)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 第十三条第一号から第三号までの一に掲げる者

二 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。)

又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

(役員解任)

第二十三条 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十四条第二項各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第二十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十五条 公団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第二十六条 理事長及び副理事長は、理事又は公団の職員のうちか

ら、公団の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第二十七条 公団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員公務員たる性質)
第二十八条 第十七条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、東京都の区に存する区域及びその周辺の地域において、次の業務を行う。

- 一 その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二第一項の規定による指定を受けたものに限る。)で都市計画として決定されたものの新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うこと。
- 二 前号の自動車専用道路に係る災害復旧工事を行うこと。
- 三 国又は地方公共団体の委託に基き、第一号の自動車専用道路の新設又は改築と工事施行上密接な関連のある道路の新設又は改築で都市計画として決定された道路に係るものを行うこと。

四 その利用について料金を徴収する路外駐車場を都市計画として決定されたものの建設及び管理を行うこと。

五 第一号、第二号及び前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 前五号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国又は地方公共団体の委託に基き、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて次の業務を行うことができる。

- 一 前項第一号の自動車専用道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他政令で定める施設(以下「事務所等」という。)を建設し、及び管理すること。
- 二 委託に基き、前項第一号の自動車専用道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設すること。

3 公団は、前項の業務を行う場合において、政令で定める基準に従つてしなければならない。

(基本計画)

第三十条 建設大臣は、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)

第二十一条第三項の整備計画に基き、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。

2 建設大臣は、前項の基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得、かつ、道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。)と協議しなければならない。この場合において、道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体(都県知事又は市の長である道路管理者にあつては、その統轄する都県又は市)の議会の議決を経なければならない。

3 前項の規定は、第一項の基本計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)に準用する。

(業務方法書)

第三十一条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

第五章 財務及び会計

第三十二条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)
第三十三条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(決算)
第三十四条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで完了しなければならない。

第三十五条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後二月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

4 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十六条 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び首都高速道路債)
第三十七条 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は首都高速道路債(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額

に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、建設大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。(政府からの貸付等)

第三十八条 政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は債券の引受をすることができる。

(償還計画)

第三十九条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を

たて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(他の道路の新設又は改築に要する費用の負担)

第四十条 公団は、第二十九条第一項第一号の自動車専用道路の新設又は改築に伴い必要を生じた他の道路の新設又は改築に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

(補助金)

第四十一条 政府は、予算の範囲内において、公団に対して、第二十九条第一項第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

2 第四条第一項の政令で定める地方公共団体は、予算の範囲内において、公団に対して第二十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)

第四十二条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十三条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の

支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。

(建設省令への委任)

第四十四条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第六章 監督

第四十五条 公団は、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十六条 建設大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 補則

(解散)

第四十七条 公団の解散については、別に法律で定める。

(恩給)

第四十八条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下この条及び附則第十二条において「公務員」という。)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下この条及び附則第十二条において「公務員とみなされる者」という。)が引き続き公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号。以下この条及び次条において「法律第七十七号」という。)附則第十条の規定の適用については、同条第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職」とあるのは、「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は首都高速道路公団の役員若しくは職員として在職」と読み替へるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職

する者が、引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

4 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。)及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第四十九条 公団は、前条第一項(他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む。)及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(大蔵大臣との協議)

第五十条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第四條第三項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第三十七條第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十九條の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第三十條第一項の基本計画を定めようとするとき。
- 三 第三十五條第一項及び第四十三條の規定による承認をしようとするとき。
- 四 第四十二條第一号の規定による指定をしようとするとき。
- 五 第三十一條第二項及び第四十四條の規定により建設省令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十一条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令

で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

(罰則)

第五十二条 第四十六條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第二十九條第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第四十二條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第四十五條第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第五十四条 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(公団の設立)

第二條 建設大臣は、第二十條第一項の例により、公団の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、公団の設立の時に、それぞれ理事長、副理事長又は監事に任命されたものとする。

第三條 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、第四條第一項の政令で定める地方公共団体に對して、公団に對する出資を募集しなければならぬ。

3 設立委員は、前項の募集が終了したときは、建設大臣に對して、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたるときは、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に對して、出資金の払込を求めなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込があつた日(出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込があつた日)において、その事務を前條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前條第五項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六條 公団の設立の後最初に任命される理事のうち三人及び監事のうち一人の任期は、第二十一條第一項の規定にかかわらず、二年とする。

第七條 公団の最初の事業年度は、第三十二條の規定にかかわらず、その設立の日始まり、昭和三十一年三月三十一日に終るものとする。

第八條 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三條中「事業年度開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

第九條 建設大臣が第三十條第一項の基本計画を公団に指示した場合

において、当該基本計画に含まれてゐる道路に係る事業で日本道路公団が道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三條第一項の許可を受けて施行してゐるものについては、公団が同法第七條の(三)第一項の認可を受けてゐるものとみなし、日本道路公団が当該事業に係る道路に關し同法又は道路法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、公団がこれらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。この場合においては、日本道路公団は、遅滞なく、当該事業に關する事務を公団に引き継ぐものとする。

第十條 前條の事業に關し、同條の指示の際現に日本道路公団が有する権利及び義務は、その時に對して、公団が承継する。

第十一條 公団は、日本道路公団が附則第九條前段の事業を行うために要した費用を日本道路公団に支払わなければならない。

2 前項の費用の額及びその支払方法については、公団及び日本道路公団が協議して定め、建設大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の協議が成立しないときは、公団又は日本道路公団の申請に基づき、建設大臣が裁定する。この場合においては、建設大臣が裁定したときは、前項の協議が成立したものとみなす。

第九條 建設大臣が第三十條第一項の基本計画を公団に指示した場合

において、当該基本計画に含まれてゐる道路に係る事業で日本道路公団が道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三條第一項の許可を受けて施行してゐるものについては、公団が同法第七條の(三)第一項の認可を受けてゐるものとみなし、日本道路公団が当該事業に係る道路に關し同法又は道路法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、公団がこれらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。この場合においては、日本道路公団は、遅滞なく、当該事業に關する事務を公団に引き継ぐものとする。

第十條 前條の事業に關し、同條の指示の際現に日本道路公団が有する権利及び義務は、その時に對して、公団が承継する。

第十一條 公団は、日本道路公団が附則第九條前段の事業を行うために要した費用を日本道路公団に支払わなければならない。

2 前項の費用の額及びその支払方法については、公団及び日本道路公団が協議して定め、建設大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の協議が成立しないときは、公団又は日本道路公団の申請に基づき、建設大臣が裁定する。この場合においては、建設大臣が裁定したときは、前項の協議が成立したものとみなす。

4 建設大臣が第二項の規定による認可をしようとするとき、又は前項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならぬ。

(引継に係る職員(恩給))

第十二条 附則第九条後段に規定する引継に係る事務に従事していた日本道路公団の職員のうち、日本道路公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職し、引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き日本道路公団の職員として在職する者が、公団の設立の日から同条後段の規定による事務の引継が完了した日までの間に更に引き続き公団の職員となつた場合においては、その公団の職員を日本道路公団の職員として勤続する者とみなして日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第三十七条(恩給)の規定を適用する。

2 公団は、前項の規定の適用を受ける公団の職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(名称使用の制限に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に首都高速道路公団という名称を使

用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。この場合において、第六条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

(道路整備特別措置法の二部改正)

第十四条 道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「(以下「公団」という。)」を若しくは「首都高速道路公団」に改める。

第二条の二及び第三条から第五条までの見出しを含む。中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第七条の見出し中「道路管理者」を「日本道路公団による道路管理者」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(首都高速道路公団の行方有料)

首都高速道路の新設又は改築

第七条の二 首都高速道路公団は、道路法第十三条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成

立したものとみなされる協議を含む。)にかかわらず、首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第 号)第三十条第一項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に含まれて

いる道路法第四十八条の二第一項の規定による指定を受けた自動車のみ一般交通の用に供する道路(以下単に「首都高速道路」という。)を新設し、又は改築して、料金を徴取することが出来る。

(有料の首都高速道路の工事実施計画書の認可)

第七条の三 首都高速道路公団は、前条の規定に基づき首都高速道路を新設し、又は改築しようとするときは、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した工事実施計画書について、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 路線名及び工事の区間

二 工事方法

三 工事予算

四 工事の着手及び完成の予定年月日

2 首都高速道路公団は、前項の工事実施計画書を作成しようとする場合において、当該工事実

施計画書に係る道路が二級国道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者と協議し、その他の道路であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の同意を得なければならない。

(首都高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

第七条の四 首都高速道路公団は、第七条の二の規定に基づき新設し、又は改築した首都高速道路について料金を徴取しようとするときは、運輸省令・建設省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前条第二項の規定は、首都高速道路公団が前項の認可を受けようとする場合に準用する。

(首都高速道路公団の行方有料)

首都高速道路の維持、修繕等

第七条の五 首都高速道路公団は、第七条の二の規定に基づき新設し、又は改築した首都高速道路については、道路法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項の規定、同法

は第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事完了の日(翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日)まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

(首都高速道路公団による道路管理者の権限の代行)

第七条の六 第七条の規定は、首都高速道路公団が第七条の二の規定に基づき首都高速道路を新設し、若しくは改築し、又は前条の規定により首都高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合に準用する。

第九条第一項前段中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、「第三条第一項の許可」の下に「又は第七条の三第一項の認可を」、「当該許可」の下に「又は認可」を加える。

第十条(見出しを含む)中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第一項中「又は第三条第一項の許可を受け

た道路の新設若しくは改築に関する

四〇五

る工事を「若しくは第三条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事は第七條の二の規定に基き首都高速道路の新設若しくは改築に関する工事に改める。

第十一條第一項中「高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路」を加える。

第十二條第一項中「第二条の二」の下に「又は第七條の二」を加え、「高速自動車国道」を「高速自動車国道又は首都高速道路」に改め、「当該高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路」を加え、「高速自動車国道法第二条第四項」を「道路法第二条第三項」に改め、同条第二項中「高速自動車国道」の下に「及び首都高速道路」を加える。

第十四條第一項中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。
第十五條第一項中「公団」を「日本道路公団、首都高速道路公団」に、「新設又は」を「新設若しくは」に、「又は第三条第一項若しくは」を、「第三条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事は第七條の二の規定に基き首都高速道路の新設若しくは改築に関する工事は」に改め、同条第二項中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第二項中「第一条の三」の下に「若しくは第七條の三第一項」を加え、

「公団」を「日本道路公団、首都高速道路公団」に改める。

第十六條第一項中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第十六條の二中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第十七條第一項中「公団」を「日本道路公団」に、「新設し」を「新設し、」に、「第四条第一項」を「第四条に、」又は「第五条第一項」を「若しくは第五条第一項」に、「(高速自動車国道を除く。以下「公団」の管理する一級国道等」という。)(を(高速自動車国道を除く。以下「日本道路公団の管理する一級国道等」という。))又は首都高速道路公団が第七條の二の規定に基き新設し、若しくは改築し、若しくは第七條の五の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う首都高速道路(以下「首都高速道路公団の管理する首都高速道路」という。))に、「公団の意見」を「日本道路公団又は首都高速道路公団の意見」に改め、同条第二項中「公団の管理する一級国道等」を「日本道路公団の管理する一級国道等又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に、「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第十八條中「公団は、公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

公団は、日本道路公団に、「又は一級国道等」を若しくは日本道路公団の管理する一級国道等又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路に、「又は当該一級国道等」を「若しくは当該一級国道等の道路管理者又は当該首都高速道路」に改める。

第十八條の二中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第十九條の見出し中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第一項中「公団の管理」を「日本道路公団の管理」に、「一級国道等」を「日本道路公団の管理する一級国道等又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に改め、「日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)」の下に「又は首都高速道路公団法」を加え、「公団の負担」を「日本道路公団又は首都高速道路公団の負担」に改め、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第二十條第一項、第四項及び第五項中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第三項中「公団」を「日本道路公団若しくは首都高速道路公団」に改める。

第二十一條中「公団の管理」を「日本道路公団の管理」に、「一級国道等」を「日本道路公団の管理する一級国道等」に改める。

る一級国道等並びに首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に改め、「日本道路公団」の下に「又は首都高速道路公団」を加え、「又は第七條第一項第六号」を「若しくは第七條第一項第六号又は第七條の六において準用する第七條第一項第六号」に、「又は第七條第一項第三号」を「若しくは第七條第一項第三号又は第七條の六において準用する第七條第一項第三号」に、「又は第七條第一項第八号」を「若しくは第七條第一項第八号又は第七條の六において準用する第七條第一項第八号」に改める。

第二十三條中「及び第五條第一項」を、「第五條第一項及び第七條の二」に、「公団」を「それぞれ当該料金若しくは占用料を徴収し、又は当該負担金を課した日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第二十四條中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。
第二十五條中「及び第五條第一項を、」第五條第一項及び第七條の二」に改め、「日本道路公団」の下に「又は首都高速道路公団」を加える。

第二十六條第一項中「公団の管理」を「日本道路公団の管理」に、「一級国道等」を「日本道路公団の管理する一級国道等」に改める。

に關し日本道路公団に、首都高速道路公団の管理する首都高速道路に關し首都高速道路公団に、「公団のした処分」を「日本道路公団又は首都高速道路公団のした処分」に改め、同条第二項中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第三項中「日本道路公団」の下に「又は首都高速道路公団」を加える。

第二十六條の二の見出し中「高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路公団」を加え、「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、「高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路公団」を加え、「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第二十七條第一項中「公団」に対して、公団を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に、「又は一級国道等」を「日本道路公団の管理する一級国道等又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に改め、同条第二項中「公団」に対して、公団を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、「高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路公団」の管理する首都高速道路」を加える。
第二十八條(見出しを含む)中「公団」を「日本道路公団又は首都

高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道又は指定市の市道」を「道路」に改める。

第二十九條第一項(第四号を除く。)中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで中「の規定により」を「(第七條の六において準用する場合を含む。)の規定により」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第三十條第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七條第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四條本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団の管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理し、又は管理しようとするときにおいて、同法第二條第二項、第四十二條第一項、第六十六條第一項、第六十八條、第六十九條、第七十條第一項、第三項若しくは第四項、第七十一條第四項若しくは第五項、第七十二條第一項若しくは第三項又は第九十二條第四項中「道路管理者」とあるのは、首都高速道路公団」と、同法第二十四條中「道路管理者以外の者」とあるのは、道路管理者及び首都高速道路公団以外

外の者」と、同法第七十一條第四項中「道路監理員を命じ、第二十四條、第三十二條第一項若しくは第三項、第三十七條、第四十條、第四十三條、第四十四條第三項若しくは第四項、第四十六條若しくは第四十七條の規定又はこれらの規定に基づく処分」とあるのは、「道路監理員を命じ、第二十四條、第四十條、第四十三條、第四十六條若しくは第四十七條第二項の規定又は道路整備特別措置法第七條の六において準用する同法第七條第一項第六号、第九号、第十一号若しくは第十二号の規定により首都高速道路公団が代つてするこれらの規定に基づく処分」と、同法第七十三條第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは、「道路整備特別措置法第七條の六において準用する同法第七條第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四條本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 この法律の規定により道路管理者に代つてその権限を行う日本道路公団又は首都高速道路公

団は、道路法第八章(第百六条を除く。)の規定の適用については、道路管理者とみなし、この法律の規定により建設大臣に代つてその権限を行う日本道路公団は、これらの規定又は高速自動車国道法第四章(第三十三条を除く。)の規定の適用については、建設大臣とみなす。

(登録税法の一部改正)
第十五条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第一号ノ七中「日本道路公団」の下に「又ハ首都高速道路公団」を加える。

(印紙税法の一部改正)
第十六条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第六号ノ五ノ五中「日本道路公団」の下に「又ハ首都高速道路公団」を加える。

(所得税法の一部改正)
第十七条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の六中「日本道路公団」の下に「及び首都高速道路公団」を加える。

(法人税法の一部改正)
第十八条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「日本道路公団」の下に「首都高速道路公団」を加える。

(地方税法の一部改正)
第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「日本道路公団」の下に「首都高速道路公団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正)
第二十条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本道路公団」の下に「首都高速道路公団」を加える。

(建設省設置法の一部改正)
第二十一条 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三号第五号の六の次に次の一号を加える。

五の七 首都高速道路公団の業務の監督その他首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二中「日本道路公団」の下に「首都高速道路公団」を加える。

第二章第五條の四の次に次の一条を加える。

(首都高速道路公団監理官)
第五條の五 第三條第五号の七に規定する事務を行わせるため、建設省に首都高速道路公団監理官一人を置く。
2 首都高速道路公団監理官は、建設省の職員のうちから建設大臣が任命する。

(運輸省設置法の一部改正)
第二十二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律百五十七号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第三十八号の四の次に次の一号を加える。
三十八の五 首都高速道路公団の管理する首都高速道路に關し、料金及び料金の徴収期間を認可すること。

第二十八條第一項第八号の六の次に次の一号を加える。
八の七 首都高速道路公団の管理する首都高速道路の基本計画及び料金に關すること。

第二十八條第三項中「第八号の六」を「第八号の七」に改める。

理由
最近の首都における自動車の交通量の激増に対処するため、東京都の区に存する区域及びその周辺の地域において、その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行な

るため、新たに首都高速道路公団を設け、これらの地域における自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて首都の機能の維持及び増進に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案

右

昭和三十三年十二月十日

内閣総理大臣 岸 信介

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 制限施設(第四条―第十五条)

第三章 雑則(第十二条―第十六条)

第四章 罰則(第十七条―第十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工業等制限区域について、大規模な工場、大学その他人口の増大をもたらし原因となる施設の新設を制限し、もつて既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「既成市街地」とは、首都圏整備法(昭和三十一年

法律第八十三号)第二条第三項に規定する区域をいう。

2 この法律で「作業場」とは、製造業(物の加工業を含む、政令で定める業種に属するものを除く。以下同じ)の用に供する工場の作業場をいう。

3 この法律で「教室」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(政令で定める大学を除くものとし、以下単に「大学」という。)又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校(政令で定める各種学校を除くものとし、以下単に「各種学校」という。)の教室をいう。

4 この法律で「制限施設」とは、一の団地内にある作業場又は教室で、その床面積の合計がそれぞれ基準面積以上であるものをいう。

5 この法律で「基準面積」とは、作業場については工場の種類に従つて千六百平方メートル以上で政令で定める面積、大学の教室については二千平方メートル、各種学校の教室については千平方メートルをいう。

6 この法律で「学校」とは、大学及び各種学校をいう。

(工業等制限区域)

第三条 既成市街地のうち、東京都の特別区、武蔵野市又は三鷹市の区域に属する区域を工業等制限区域とする。ただし、政令で定める区域を除く。

第二章 制限施設

(新設の制限)

第四条 工業等制限区域内においては、制限施設を新設してはならない。

い。ただし、東京都知事(以下「知事」という。)の許可を受けたときは、この限りでない。

2 次の各号の一に該当するときは、その用途変更、利用、新築及び増築は、制限施設の新設とみなす。

一 制限施設以外の施設(以前に制限施設であつたことのある施設を除く)の用途を変更し、又はなんらの用途に供されていない施設(以前に制限施設であつたことのある施設を除くものとし、以下「遊休施設」という。)を製造業又は学校に利用することによつて、その施設を制限施設とするとき。

二 既存の作業場又は教室と同一の団地内において、作業場若しくは教室を新築し、若しくは増築し、又は作業場及び教室以外の施設(以前に制限施設であつたことのある施設を除く)の用途を変更し、若しくは遊休施設を製造業若しくは学校に利用することによつて、当該既存の作業場又は教室の床面積を増加させる場合において、増加後の作業場又は教室の床面積の合計がそれぞれ基準面積以上のものであるとき。

(適用除外)

第五条 前条第一項ただし書の許可を受けて制限施設を新設した者が、当該制限施設の床面積を増加させる場合には、同条第二項第二号の規定を適用しない。

(経過措置)

第六条 一の地域が工業等制限区域となつた際現にその区域内において

て施行されている工事(用途変更又は遊休施設の利用のための作業を含む。以下同じ)に係る制限施設の新設については、第四条第一項の規定を適用しない。

2 一の地域が工業等制限区域となつた際現にその区域内に存した作業場又は教室につき、その後その用途を変更し、若しくはその施設がなんらの用途に供されなくなつた後これを利用してその施設を制限施設とし、又はその床面積を増加させる場合には、第四条第二項第一号の規定を適用せず、また、その地域が工業等制限区域となつた際におけるその作業場又は教室の床面積を同項第二号に規定する床面積の合計に算入しない。

3 前項の規定の適用については、一の地域が工業等制限区域となつた際現に施行されていた工事に係る作業場若しくは教室又は以前に製造業若しくは学校の用に供されていたことがあり、かつ、一の地域が工業等制限区域となつた際現になんらの用途に供されていないかつた作業場若しくは教室は、その地域が工業等制限区域となつた際現に存したものとみなす。

4 一の地域が工業等制限区域となつた際現にその区域内において作業場又は教室を製造業又は学校の用に供していた者であつて、その地域が工業等制限区域となつた日から起算して六箇月以内に政令で定める事項を知事に届け出たものが、当該作業場又は教室の床面積を増加させる場合には、第四条

第二項第二号の規定を適用しない。

5 前項の規定の適用については、一の地域が工業等制限区域となつた際現に製造業又は学校の用に供するため作業場又は教室の工事を施行していた者は、その地域が工業等制限区域となつた際現にその作業場又は教室を製造業又は学校の用に供していたものとみなす。

6 第二条第二項、第三項又は第五項の規定に基く政令の改正により制限施設の範囲が拡張された場合における必要な経過措置については、前五項の規定に準じて政令で定める。

(許可の申請)

第七条 第四条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 制限施設の種類及び作業場にあつては工場の種類

三 制限施設の所在地

四 制限施設の床面積

五 工業等制限区域内に制限施設を新設しようとする理由

2 前項の申請書には、制限施設に係る敷地及び建築物の配置図その他政令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第八条 知事は、第四条第一項ただし書の許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合

四〇八

でなければ、許可をしてはならない。

一 当該制限施設の新設が、工業等制限区域内における人口の増大をもたらすこととならなさと認められるとき。

二 当該制限施設の新設によつて、工業等制限区域内における住民又は他の事業者がその生活上又は事業経営上現に受けており、又は将来受けるべき著しい不便が排除されると認められるとき。

三 工業等制限区域外において申請者が当該申請に係る事業を営むことが著しく困難であると認められるとき。

四 その他政令で定める場合に該当するとき。

(許可等の承継)

第九條 第四條第一項ただし書の許可を受け、又は第六條第四項(同条第六項の規定に基く政令でこれに準ずる条項が設けられた場合に於ける当該条項を含む。以下同じ。)の届出をした者がその許可又は届出に係る作業場又は教室(これと同一の団地内にある作業場又は教室を含む。)をその用に供してゐる製造業又は学校につき事業の譲渡又は学校の設置者の変更が行われた場合において、その譲受人又は新たな設置者が事業の譲渡又は設置者の変更が行われた日から起算して六箇月以内(政令で定める事項を知事に届け出たときは、

その者は、当該許可を受け、又は届出をした者の地位を承継する。

2 第四條第一項ただし書の許可を受け、又は第六條第四項の届出をした者につき、相続又は合併が行われた場合において、相続人又は合併後存続し若しくは合併により設立した法人が相続又は合併が行われた日から起算して六箇月以内(政令で定める事項を知事に届け出たときも、前項と同様とする。)

(許可の取消) 第十條 知事は、第四條第一項ただし書の許可を受けた者が、正当な理由がないのに一年以内に許可を受けた制限施設の新設の工事に着手しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により許可を取り消すには、あらかじめ、関係行政機関の長の承認を受けなければならない。

(違反に対する措置) 第十一條 知事は、第四條第一項の規定に違反して新設された制限施設を製造業又は学校の用に供してゐる者に対し、その違反を是正するに必要な限度で、当該制限施設の使用制限を命ずることができる。

第三章 雑則

(立入検査)

第十二條 知事は、第六條第四項の規定による届出があつたとき、又は前条の規定による処分をしようとするときは、その職員に、当該届出又は処分に係る工場又は学校に立ち入り、制限施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(聴聞) 第十三條 知事は、第十條第一項又は第十一條の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(訴願)

第十四條 この法律の規定による知事の処分に対し不服のある者は、内閣総理大臣に訴願を提起することができる。

2 内閣総理大臣は、訴願の裁決をするにあつては、首都圏整備委員会及びその他の関係行政機関の長の意見を聞かなければならない。

3 前項に規定するものを除くほか、第一項の訴願については、訴願法(明治二十三年法律第五号)の定めるところによる。

(国に対する適用) 第十五條 この法律の規定は、前条及び第四章の規定を除き、国に對し適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替へるものとする。

(他の法律の適用) 第十六條 この法律は、製造業又は学校につき、建築基準法(昭和二十五年法律第二号)、学校教育法その他の関係法律の適用を妨げるものではない。

第十七條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條第一項の規定に違反して制限施設を新設した者

二 第十一條の規定による命令に違反した者

第十八條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六條第四項又は第九條第一項若しくは第二項に規定する届出に關し、虚偽の届出をした者

二 第十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則 1、この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 首都圏整備法の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「委員会の事務」を「委員会の事務のほか、首都圏の既成市街地における工業等の制限に關する法律(昭和二十五年法律第一号)の施行に關する事務」に改める。

第十七條第三項第二号を次のように改める。

二 首都圏の既成市街地における工業等の制限に關する法律の施行に關すること。

理由

首都圏の既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止するため、大規模な工場、大学その他人口の増大をもたらす原因となる施設の新設を制限する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に關する法律案 右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十四年二月二十五日 参議院議長 松野 鶴平 衆議院議長 加藤 五郎殿 [報告書は会議録に掲載] [瀬戸山三男君登壇] ○瀬戸山三男君 たいだいま議題となりました首都高速道路公団法案及び首都

團の既成市街地における工業等の制限に關する法律案の兩案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、首都高速道路公団法案について申し上げます。

まず本法律案の要旨であります。最近の首都における自動車交通量の激増はまことに目ざましく、これをこのまま放置するならば、近い将来において首都の交通は全く麻痺状態に陥ることが憂慮されており、その対策として、首都における自動車専用道路の建設及び管理に専念する事業体として新たに首都高速道路公団を設立し、これに政府資金のほか関係地方公共団体からの資金を導入し、首都高速道路の飛躍的な整備をはかりたいとするものであります。

本法律案は、去る二月二日日本委員会に付託され、以来、参考人を招致するなど、慎重に審議が行われました。その際問題になりました点は、主として公団設立の是非を中心とする基本的な問題、また、現在民間会社で建設中の高速道路との関係等、多岐にわたる質疑が行われたのであります。その詳細は會議録に譲ることといたします。

かくて、討論に入り、まず、日本社会党を代表して塚本三郎君より本案に対して反対の討論があり、続いて、自由民主党を代表して不肖私より本案に対して賛成の討論をいたし、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

次に、首都團の既成市街地における工業等の制限に關する法律案について申し上げます。

本法律案は、首都團の既成市街地の区域のうち、特に人口の集中の著しい東京都区部、武蔵野市及び三鷹市の区域を工業等制限区域として指定し、この区域内においては、人口の増大をもたらす原因となる一定規模以上の工場、大学及び各種学校等の施設の新設を、制限区域内の住民にとつて必要欠くべからざるものと認められる場合を除いて、原則として認めないこととしようとするものであります。

本法律案は、去る二月二十五日日本委員会に付託され、以来、慎重に審議を続けて参つたのであります。その詳細につきましては會議録を御参照願いたいと存じます。

かくて、討論に入り、日本社会党を代表して山中吾郎君より本案に賛成の旨の討論があり、採決の結果、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(加藤謙五郎君) 討論の通告があります。これを許します。中島巖君。

高速道路の建設を計画し、これを実施に移すことといたします」と言われたのであります。また、大蔵大臣の財政演説にも強く打ち出されているのであります。すなわち、首都高速道路公団法は、岸内閣の内政面における重大施策たる道路整備一兆円五千万計画の一環として行われるものであります。従いまして、道路整備五千万計画の実態に触れることといたします。

道路整備五千万計画は、昭和三十三年度に始まり昭和三十七年度までの五年間に道路整備に一兆円の予算を投入するつもりであります。その内訳は、一般道路、すなわち、一般国道、二級国道、重要府県道、都道府県道等の政府直轄並びに補助事業に六千一億、有料道路に二千億、地方公共団体の行う道路整備単独事業に一千九百億となつております。道路整備の緊急性については何人たりと異議のないところでありまして、おが社会党も双手をあげて賛成するものであります。しかりといえども、岸内閣の一兆円道路政策の内容には一貫した道路政策らしきものがなく、旧来の道路改良の工事工程表であるばかりでなく、道路整備の緊急性に名をかりて、いたずらに觀光道路に力を入れたり、役人の退職後の就職口である公園の設立が最大の目的のようであります。その財源は、産業経済の動脈たるガソリン並びに軽油の両税の増税一本で補てんせんとしております。

道路整備五千万計画は、昭和三十三年度に九千億予算で発足し、本年、自由民主党の強い要望で、一兆円予算に本国会で訂正せんとするものであります。

この差額一千億の財源はいすこに求めたのであります。すなわち、すなわち、現在衆議院で審議中の、ガソリン税一キロリットル五五百円の増税、軽油引取税四千円の増税でありまして、これによって、増税の税額は、あつと四千万に、ガソリン税の値上げ分一千六十八億、軽油引取税の値上げ分二百十九億、合計一千二百八十七億を増税せんとするものであります。これは、明らかに、国民に増税を公約しながら、裏口で大幅な増税を行なつている岸内閣の性格を如実に物語るものであると思ふのであります。(拍手)

税は、現行税率ですら、卸価格一リットル三十円に含む税額十八円三十三銭、すなわち、税率は一五六％であり、清酒二級の七二％の二倍半、真珠入り金指輪の税率二八％の五倍半であります。衆参兩院の運輸委員会は、何度か、ガソリン税の増税は、業者の負担力が限界に達している、これ以上なすべきでない、附帯決議をしているのであります。また、自由民主党は、昭和三十三年一月十一日、政務調査会において、「揮発油税に対する課税は、若干引き上げるが、別途これと同程度以上を一般財源より支出するものとす」と決議して、代議士会の承認を経ております。また、昭和三十三年十二月二十五日、衆議院第十四控室、自由民主党有志国会議員会名義で決議文を作成してあります。その決議文は、「揮発油税、軽油引取税増徴に対する大蔵省内示は、道路整備に關する財源を他に求める考慮を払わずして過酷に過ぎ、業界負担能力の限度を

越えるものと認められる。よつて、政府の善処を要求する」となつております。この決議文の署名簿に署名した自由民主党衆参兩院議員は百四十二名、この中には、現職大臣が二人、自民党六役が三名おるわけでありまして、名前の発表は差し控えることといたします。(拍手)

道路整備五千万計画の一般道路事業六千一億、国費がどうなつていくかと申し上げますと、総額で五千三百二十二億、この内訳は、ガソリン税が四千六百二十一億、直轄事業地方負担の交付公債が三百八十四億、一般財源三百七十七億となつております。政府は一般財源三百七十七億を出したことを自慢しておるのであります。ところが、このうち三百七十二億を日本道路公団と首都高速道路公団へ出資金として持つていって、有料道路の財源としているのであります。従いまして、一般道路へは、あと四千万にたつた五億圓しかないのであります。従つて、一般道路費の国費は四千六百二十六億となり、その比率は、ガソリン税が九九九で、国費が一というふうになるのであります。岸内閣は金権内閣だ、官僚内閣だとよくいいますが、ガソリン税一つ取り上げて、議会の意思を無視したり、党内の意見もまた抑圧して、平気で官僚の作文通りに動くのが自由民主党のように思ふのであります。

以上は財源關係について申し上げたのであります。政策面について申し上げますと、道路政策の一翼をなす日本道路公団は、現在、名神国道ほか三十三カ所の有料道路の工事中であり

ます。名神国道とは、当議院四百三十名の議員提案による、国土開発縦貫自動車道建設法による小牧一神戸間の工事であります。昭和三十二年に四十億二千九百六十七千円と算定されたところ、事業は、わずかに一割足らずの三億一千九百七十四千円と算定され、繰り越しとなつておられるのであります。また、三十三年度、すなわち本年度は、予算と繰り越しの合計事業費百二億余円になつておられますが、おそろく八十億程度の繰り越しが予想される状態でありませう。また、三十三力所の事業は、立山登山道路とか、雲仙道路、阿蘇登山道路、南霧島道路、高野山道路等、敷えれば切りがないのであります。また、あつたも観光道路株式会社みたいなものであります。道路整備五カ年計画の目的たる、岸総理の言ひ、わが国産業経済発展のためには、よほど緑地帯を造らねばならぬのであります。

本論である首都高速道路公団法は、その目的は、「東京都の区に存する地域及びその周辺の地区において自動車専用道路を新設して東京都の交通円滑化をはかり、よつて、首都の機能の維持及び増進に資する」とあります。また、事業計画は、都内に八本の幹線と二つの支線、合計十本の高架高速道路を建設する。これが事業費九百十四億四千万円、このうち、五カ年計画、すなわち、あと四カ年間に五百九十二億円となつておられるのであります。

反対の理由の第一点は、現在、日本道路公団がすでに着手しているのであるから、新たに公団を設置しなくても、日本道路公団に行わしめるべきであると思ふのであります。

反対の第二の理由は、この区域が東京都の区に存するところと、その周辺に限られており、十路線の総延長わずか七万三千メートル、一路線平均七・一キロとなり、計画通りの時速六十キロとしても、一路線の走行時間は一分三十秒であり、高速道路の用をなさないものであります。都市交通緩和のバイパス的存在であります。

現在、国は総理府に首都圏整備委員会を設置して、首都圏整備法に示すとく、首都圏の整備に關する総合的な計画を策定して、わが国の政治、経済、文化の中心にふさわしき首都圏の建設をはかっているものであります。少くとも、高速道路の計画としては、半径五十キロの首都圏を計画の範囲に入れるべきと考えられておられます。また、現在の都市計画の街路事業が、とどころ手をつけたまま放任されているので、これらの促進の調整と相待つてすべきと考えられておられます。建設大臣が監督する数寄屋橋高速道路は、昭和二十六年に許可を得て工事がかかつたが、現在、店舗だけに盛んにやつておられるが、道路は九年を経過した今日、いつ使えるともわからないのであります。これらや、土地整理の跡始末と相待つて、行つべきと考えられておられます。

現在、わが国の産業構成並びに人口の分布は、東京都に九百万の人口が集中し、世界一の人口となり、大阪、名古屋、福岡等に集中して、他の地方は逆に人口が減少しつつあります。これは国全体のあらゆる面から見てびつこであり、困そのものがたつたものであります。

わが国産業構成の普通化、人口分布の平均化、生活領域の拡大、すなわち、健全なる国の建設を目ざして道路政策を策定すべきだと思ひます。岸内閣の道路政策には、これが全くないものであります。かような見地から、国会で意思決定をした国土開発縦貫自動車道を幹線とし、これを基盤としての道路網の整備の策定を行つべきであります。ことに、首都高速道路公団法は、国会で目下審議中でありませう、すでに理事長になる人がさまつておられるというより、うわささへ流れておられるのであります。道路整備の美名のもとに、役人の退職後の就職口をこしらへ、汚職の温床となるような公団の設立は、むやみにすべきでないことを申し上げ、以上をもつて首都高速道路公団法案の反対討論を終つておきます。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。まづ、日程第二につき採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(加藤謙五郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)
次に、日程第三につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○松澤雄蔵君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事田中正巳君。

児童福祉法の一部を改正する法律案
右 国会に提出する。
昭和三十四年二月五日
内閣総理大臣 岸 信介

児童福祉法の一部を改正する法律案
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
第二十一条の十五の次に次の一条を加える。
第二十一条の十六 都道府県知事は、骨髄摘出にかかつておる児童に対し、療養にあわせて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うことができる。

療育の給付は、次のとおりとする。この場合において、第一号の医療に係る給付に關しては、第二十一条の十二第三項の規定を準用する。
一 医療
二 学習に必要な物品の支給
前項第一号の医療に係る療育の給付は、厚生大臣が次項の規定により指定する病院(以下「指定療育機関」という。)に委託して行うものとする。
厚生大臣は、国が開設した病院については主務大臣の同意を得て、その他の病院については開設者の同意を得て、第二項第一号の医療を担当させる機関を指定する。

前項の指定は、政令で定める基準に適合する病院について行うものとする。
第二十一条の五第二項から第四項まで及び第二十一条の六の規定は、指定療育機関について、第二十一条の七から第二十一条の九までの規定は、第二項第一号の医療に係る療育の給付について準用する。この場合において、第二十一条の五第三項及び第二十一条の六中「養育医療」とあるのは、「第二十一条の十六第二項第一号の医療」と、第二十一条の八第四項及び第二十一条の九第二項中「都道府県又は保健所を設置する市」とあるのは、「都道府県」と読み替へるものとする。
厚生大臣は、指定療育機関が第五項の規定に基く政令で定める基

児童福祉法の一部を改正する法律案
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
第二十一条の十五の次に次の一条を加える。
第二十一条の十六 都道府県知事は、骨髄摘出にかかつておる児童に対し、療養にあわせて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うことができる。

昭和三十四年三月十日 衆議院會議録第二十四号 首都高速道路公団法案外一案 児童福祉法の一部を改正する法律案

昭和三十四年三月十日 衆議院會議録第二十四号 兒童福祉法の一部を改正する法律案 朗読を省略した報告

準に該当しなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。

この場合においては、第二十一条の五第四項の規定を準用する。

第五十条第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 第二十一条の十六の措置に要する費用

第五十六条第一項中「第五十条第五号の三」を「第五十条第五号の二」に規定する費用については、養育医療の給付を行つた場合における当該措置に要する費用、同条第五号の三に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第五十六号中「及び育成医療」を、「育成医療及び同法第二十一条の十六第二項第一号の医療」に改める。

(結核予防法の一部改正)

3 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「結核患者が、」の下に「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定による療育の給付又は」を加え、「同法」を「これらの法律」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

4 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)

の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)」

第二十一条の八第三項(同法第二十一条の十二第五項において準用する場合を含む。)

を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)」に改める。

第二十一条の八第三項(同法第二十一条の十二第五項及び第二十一条の十六第六項において準用する場合を含む。)

に、「児童福祉法第二十一条の八第四項(同法第二十一条の十二第五項において準用する場合を含む。)

を「児童福祉法第二十一条の八第四項(同法第二十一条の十二第五項及び第二十一条の十六第六項において準用する場合を含む。)

」に改める。

(地方財政法の一部改正)

5 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第八号中「及び身体障害児を、身体障害児及び骨関節結核にかかつている児童」に改める。

(地方税法の一部改正)

6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十二条の十七第一項た

だし書中「若しくは医療の給付」を「療育の給付若しくは医療の給付」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

7 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「又は医療の給付」を「療育の給付又は医療の給付」に改める。

理由

骨関節結核にかかつている児童の福祉を図るため、療育の給付の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

報告書は会議録追録に掲載

〔田中正巳君登壇〕

○田中正巳君 たいだいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国の結核死亡率は近年目ざましい減少を続けて参つたのであります。現在なお医療を要する患者は約三百万人もございまして、結核問題は依然として民生の安定を脅かす最大の障害の一つとなつて居るのであります。

なかんずく、骨関節結核の療養は非常に長期にわたるものでありまして、心身の発育途上にある児童につきましても、特に適正な生活指導のもとに医療と教育とをあわせ行ふ必要があるものであります。

本法案は、これら骨関節結核児童の福祉の向上をはかるため、その療育制度を設けるものでありまして、治療のほか、教育と生活指導に必要な設備を有する病院を指定してこれに入院させ、医療の給付及び学習に必要な物品の支給を行い得ることとしたのであります。

本案は、二月五日日本委員会に付託せられ、同十八日坂田厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、撤回にわたる熱心なる審議を行なつたのであります。が、本月六日質疑を終了し、本日の委員会において採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

なお、自由民主党及び日本社会党の共同提案にかかる次の附帯決議が提出せられ、河野孝子君よりその趣旨の説明がありました。朗読いたします。

附帯決議
今回骨関節結核にかかつている児童に対する療育の制度を設けることは極めて時宜に適したものであるが、政府はすみやかにこのような制度を骨関節結核以外の結核にかかつて居る児童にも拡大するよう適切な措置を講ずべきである。

次いで、本動議について採決を行います。したところ、これまた全会一致をもって可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 採決いたしました。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(加藤謙五郎君) 本日は、これにて散会いたします。午後五時六分散会

出席國務大臣

厚生大臣 坂田 道太君

建設大臣 遠藤 三郎君

出席政府委員

厚生省児童局長 高田 潜運君

運輸政務次官 中馬 辰猪君

○朗読を省略した報告

(法律公布要上及び通知)

一、去る六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律

株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律

港域法の一部を改正する法律

(政府委員承認)

一、昨九日加藤議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

警察庁長官官 大津 英男

房会計課長 後藤田正晴

自治庁長官官房長 松村 清之

自治庁選挙局長 小島 鎮雄

科学技術庁資源 小島 鎮雄

局長事務代理 小島 鎮雄

(政府委員免令通知受領)

一、岸内閣総理大臣から加藤議長宛、去る六日(科学技術庁資源局長)黒澤

俊一および(電気通信監理官)岩田敏男の政府委員を免する旨の通知を受領した。

一、岸内閣総理大臣から加藤議長宛、昨九日議長において承認した大津英男

外三名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員自然消滅)

一、自治庁選挙局長兼子秀夫は去る三日退官し、また自治庁長官官房長松村清之は自治庁選挙局長に、警察庁長官官房会計課長後藤田正晴は自治庁長官官房長に去る六日任命されたので、その政府委員はそれぞれ自然消滅になった。

(常任委員辞任)

一、去る六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

柏 正男君 西村 力弥君

大蔵委員

廣瀬 勝邦君 中崎 敏君

文教委員

中村 寅太君 林 唯義君

運輸委員

中崎 敏君 廣瀬 勝邦君

通信委員

小松 幹君

建設委員

荒船清十郎君 島村 一郎君

林 唯義君

松澤 雄蔵君

久野 忠治君

武知 勇記君

中村 寅太君

森下 國雄君

予算委員

久野 忠治君 島村 一郎君

大蔵委員

細田 義安君 亘 四郎君

社会労働委員

大橋 武夫君 川崎 秀二君

寺島隆太郎君

二階堂 進君

野澤 清人君

山田 彌一君

亘 四郎君

金子 岩三君

田中 龍夫君

武知 勇記君

津島 文治君

細田 義安君

三池 信君

村上 勇君

運輸委員

高橋 英吉君 三池 信君

寺島隆太郎君

永山 忠則君

通信委員

武知 勇記君 野澤 清人君

予算委員

内田 常雄君

村上一郎君

山田 彌一君

決算委員

坂本 泰良君 横山 利秋君

柏 正男君

西村 力弥君

板川 正吾君

亘 四郎君

大蔵委員

大橋 武夫君 田中 龍夫君

外務委員

福家 俊一君

社会労働委員

田中 龍夫君 津島 文治君

三池 信君

金子 岩三君

武知 勇記君

村上 勇君

細田 義安君

二階堂 進君

大橋 武夫君

野澤 清人君

川崎 秀二君

亘 四郎君

寺島隆太郎君

山田 彌一君

運輸委員

永山 忠則君 寺島隆太郎君

三池 信君

高橋 英吉君

日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めの件

日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めの件

(議案提出)

一、去る六日議員から提出した議案は次の通りである。

旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案(川野芳清君外九名提出)

オホーツク海におけるさけ、ます漁業に関する決議案(河野密君外四名提出)

(議案提出)

一、去る六日議員から提出した議案は次の通りである。

農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案

一、去る七日議員から提出した議案は次の通りである。

水産業改良助長法案(横路節雄君外十八名提出)

漁業協同組合整備特別措置法案(横路節雄君外十八名提出)

(議案提出)

一、去る六日議員会に付託された議案は次の通りである。

飼料供給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、衆法第四二号)

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、衆法第四二号)

(議案付託)

一、去る六日議員会に付託された議案は次の通りである。

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科用図書等の給付に関する法律案(野口忠夫君外二名提出、衆法第四〇号)

文教委付託

(議案付託)

一、去る六日議員会に付託された議案は次の通りである。

飼料供給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、衆法第四二号)

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、衆法第四二号)

(議案付託)

一、去る六日議員会に付託された議案は次の通りである。

飼料供給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、衆法第四二号)

農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、衆法第四二号)

農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案(内閣提出第一七九号)

以上三件 農林水産委員会 付託
一、去る六日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

内閣委員会 付託
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(坂本昭君外六名提出、参法第七号)

文教委委員会 付託
一、去る七日委員会に付託された議案は次の通りである。
台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法の一部を改正する法律案(井手以誠君外二十三名提出、衆法第三八号)

国土総合開発特別委員会 付託
一、昨九日委員会に付託された議案は次の通りである。
賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八〇号)

大蔵委員会 付託
旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案(川野芳満君外九名提出、衆法第四四号)

運輸委員会 付託
一、昨九日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
学校教育法等の一部を改正する法律案(松永忠二君外二名提出、参法第八号)(予)

(議案送付)
一、去る六日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
九州地方開発促進法案

一、去る六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案

海岸砂地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案
農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案

畑地農業改良促進法の一部を改正する法律案
糸師安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買入れたるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

糸師安定特別会計法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
補助金等の臨時特例等に関する法律等の二部を改正する法律案

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

特定港湾施設整備特別措置法案
経済企圖庁設置法の一部を改正する法律案
大蔵省設置法の一部を改正する法律案

南方同胞援護会法の一部を改正する法律案
日本国憲法第八条の規定による議決案

一、去る六日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科用図書供給に関する法律案(野口忠夫君外二名提出)

飼料供給安定法の一部を改正する法律案(芳賀賢君外十三名提出)
農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀賢君外十三名提出)

一、去る七日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法の一部を改正する法律案(井手以誠君外二十三名提出)

一、昨九日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案(川野芳満君外九名提出)

(議案通知)
一、去る六日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案

株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案
港域法の一部を改正する法律案

衆議院會議録第二十三号中正誤

ハシ 段 行 誤 正
三六四 終り 農業指與 農業振興
三五五 から 港灣法 港域法
三五二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
發行所 東京都新宿区市古本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四五一至五五五